

海外進出と知的財産（中国の事例）

INPIT 長野県知財総合支援窓口 久保 順一

1. はじめに

(1) 海外進出や海外で商品を販売する場合には、企業名称や商品名称を安全に使用できるよう事前に確認しておく必要があります。特に共通の文字を持つ中国においては慎重に行う必要があります。

中国は漢字文化圏の祖と言われており、日本で使用している漢字の言葉が中国で商標登録される場合があります。このことは、中国で商品の販売や役務・サービスを開始する場合に、悪影響を及ぼす危険があります。アルファベットを使用する外国圏と比較して一層の注意が必要とされます。

令和

(2) 本稿の検討対象

そこで、漢字で表記している以下の身近な標章を挙げ、商標登録の状況を確認します。

- ① 「令和」 ② 「信州」、「長野」

さらに参考として、全国各県の、中国での商標登録状況を確認します。

2. 「令和」の商標出願状況（中国と日本の比較）

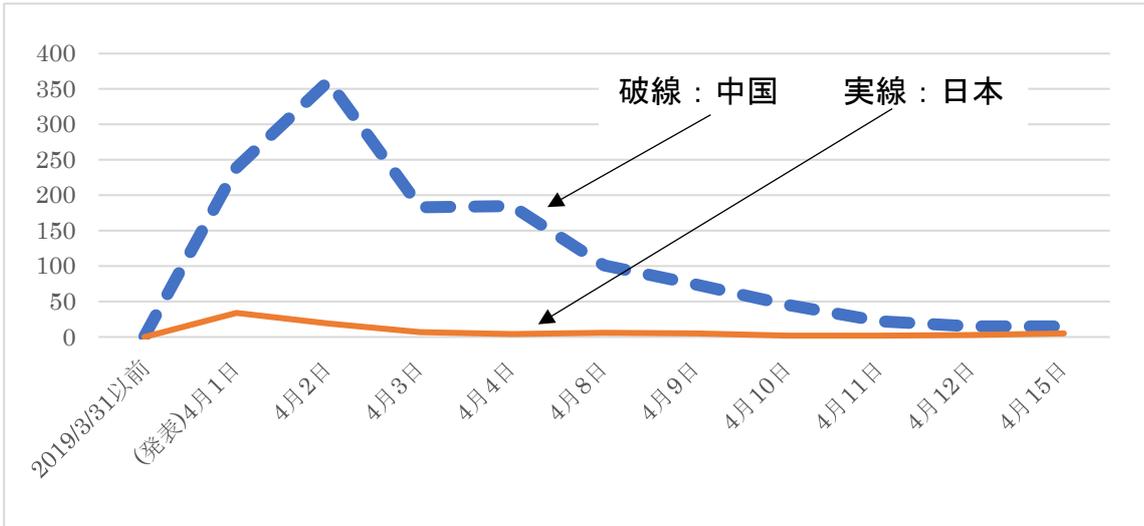
(1) 発表直後の出願状況

2019年4月1日に新元号「令和」が発表されました。発表当日から多くの商標出願がされました。

【表1】日本及び中国国内の「令和」出願件数（2019年4月）

	中国国内出願件数（件）	日本国内出願件数（件）
2019/3/31 以前	1	0
4月1日（元号発表）	239	34
4月2日	361	19
4月3日	183	7
4月4日	185	4
4月8日	101	6
4月9日	74	5
4月10日	45	2
4月11日	22	2
4月12日	15	3
4月15日	15	5
4月15～30日	67	18
（合計／4月出願）	1317件	105件

【表 2】日本及び中国国内の「令和」出願件数（2019年4月）の推移



(2) 中国における状況

発表前の登録は1件（第33類、酒類）のみであり、発表後に急増し、2週間で1250件（現在で1422件）が出願されていることから、日本の元号発表に迅速に反応したものとと思われます。指定商品が重複した場合は後願が登録にならないため、多くは登録に至らないものと思われます。しかし、多くの分類で「令和」が埋められてしまい、日本から中国に進出する場合に「令和」を使用できない、登録できないケースが発生する恐れがあります。

(3) 日本における状況

予め、新元号は商標登録しないとの発表が特許庁からされていました。そのためか、出願がかなり自粛され、出願を行うにしても他の文言や図形と組合せる等の工夫をした商標が多かったようにと思われます。但し、「令和」と書かれているため、登録された場合には混乱を招くと思われます。審査動向に注目です。

3. 「信州」、「長野」

長野県の地名を代表する標章として「信州」、「長野」が挙げられ、これらについて中国と日本での登録状況を確認しました。（2019年6月現在）

3-1 出願件数

「信州」、「長野」を ア.一部の文言とする場合や図形に特徴がある場合と、 イ.「信州」、「長野」のみ の商標に分けてカウントしました。

【表 3】「信州」、「長野」の現存件数（登録中・審査中）

標章	中国		日本	
	ア.「信州」「長野」を含む	イ.「信州」「長野」のみ	ア.「信州」「長野」を含む	イ.「信州」「長野」のみ
「 信州 」	19件	5件	504件	0件
「 長野 」	52件	19件	135件	0件

3-2 登録された「信州」、「長野」の商品・役務

図形や他の文言との組合せからなる文字商標は権利回避の可能性も高く、影響は小さいのですが、「信州」、「長野」そのものの文字商標は比較的影響が大きいと推察されます。以下に、中国における「信州」、「長野」のみからなる商標の区分と指定商品・役務を示します。先行登録された指定商品や役務は、今後中国に進出する場合に、自由に使用できない虞れがありますので、注意が必要です。

【表4】「信州」「長野」のみからなる中国における商標出願

商標	区分	指定商品・指定役務（概要） （正確な翻訳が困難であり、あくまでも参考です）	備考
信州	3 1	野菜，果実	日本から
	3 1	種菌、農産用種子	
	7	茸の育成に使用する機械器具（運搬・輸送機、瓶の封、洗浄機等）	
	4 3	宿泊施設の提供，飲食物の提供，動物の宿泊施設の提供，高齢者用入所施設の提供，椅子・テーブル・什器等の貸与	
	3 0	麺類	
長野	9	測定機械器具	
	7	動力機械器具（陸上の乗物用のものを除く。）及び部品	
	5	薬剤（農薬に当たるものを除く。）	
	8	手動利器	
	7	土木機械器具，荷役機械器具	
	4 2	建築物の設計，測量，地質の調査等	長野県内の企業
	7	修繕用機械器具	
	4	固形潤滑剤，保革油，燃料，工業用油，工業用油脂，ろう，	
	9	電気通信機械器具	
	3 5	商品の販売に関する情報の提供	
	2 8	囲碁等の遊戯用器具，運動用具，釣り具，	
	8	手動利器，手動工具	
	2 9	肉製品，加工水産物，加工野菜及び加工果実	
	3 0	茶，コーヒー，ココア，氷，菓子，パン，サンドイッチ，中華まんじゅう，ハンバーガー，ピザ，ホットドッグ，ミートパイ，調味料，香辛料	
	3 1	海藻類，野菜，糖料作物，果実，麦芽，あわ，きび，ごま，そば，とうもろこし，ひえ，麦，粳米，もろこし，飼料，種子類，	
	1 6	文房具類	
	2 9	食肉，卵，食用魚介類（生きているものを除く。），冷凍野菜，冷凍果実，肉製品，加工水産物，加工野菜及び加工果実，揚げ，凍り豆腐，こんにゃく，豆乳，豆腐，納豆	
	3 3	清酒，焼酎，酒，果実酒（ビールを除く）	
3 2	ビール，清涼飲料，果実飲料，飲料用野菜ジュース，乳清飲料		

なお、「信州味噌」は、現地法人が登録していますが、特定の業者には使用が許

諾されています（関連組合にご確認ください）。

4. 都道府県の中国における商標登録

各県の中国での登録（出願）件数と指定商品の区分数を以下に示します。

【表5】都道府県別の中国におけるブランド保護（抜粋記載です）

県名	出願件数	商品区分数	備考
山形県	6	15	「つや姫」等
東京都	8	18	東京のイメージを強調
群馬県	7	48	「ぐんまちゃん」関連
長野県	0	0	
富山県	3	27	富山ブランドを強調
京都府	2	13	京都、京都牛
福岡県	4	5	特産食品
佐賀県	4	10	苺「さがほのか」
熊本県	8	188	「くまもん」関連
鹿児島県	12	28	薩摩のイメージ、食品（鶏、豚）
沖縄県	3	19	沖縄のイメージ

中国との関係度合いによって多寡があると思われませんが、各県の歴史と中国市場に対する熱意が表されていると思われれます。

4. 課題と考察

(1) 中国の脅威

中国の年間商標出願件数は約737万件、特許は約140万件です。日本は約18万件・31万件ですので、商標40倍、特許4.5倍の差があります。その中には、日本の企業や団体の進出を前提にした出願が多数行われています。

進出時に権利化を検討するようでは選択範囲が狭くなり、手遅れになる危険が高くなっています。海外展開の準備の一つとして、前もって知的財産権の調査と先行取得を行うことをお勧めします。

以上

